

延岡の空より

1月の相談受付は 39件、うち無料法律相談は11件

2月の無料法律専門相談予定 ※要予約

5日、19日 司法書士相談

12日、26日 弁護士相談

13時～16時の間の30分間が相談時間

その他、電話での専門相談

(年金・家計) 第2水曜

(労働相談) 毎週水曜・木曜



ライフサポートセンター延岡 相談件数 (期間/2025年1月1日～2025年1月31日)				
相談内容	当月計	前月末累計	総累計	
相談件数	39	6555	6,594	
内 専門相談件数	11	1523	1,534	
相談内容	金融	3	298	301
	法律	28	3722	3,750
	子育て	0	10	10
	介護	0	21	21
	生涯保障	0	4	4
	年金・福祉	1	205	206
	奨学金	0	7	7
	家計	2	20	22
	労働	4	355	359
	就労前段支援	0	8	8
	職場・学校 家庭での悩み	0	41	41
	心の健康	1	1638	1,639
その他	0	226	226	

※総累計期間は、2014年7月25日～2025年1月31日です。

配偶者・交際相手からのDVに悩んでいませんか？
～DV防止法が改正され、保護命令制度が新しくなりました～

DVの種類

DVとは、配偶者・交際相手からの暴力のことで、身体的暴力だけでなく精神的DV、経済的DV、社会的DV、性的DVがあります。

保護命令制度とは

裁判所が、更なる暴力を防ぐため、被害者の申し立てにより、相手に対し、つきまといなど一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。令和6年4月からは、通院を要する精神的被害を受けた場合にも対象が拡大されました。

改正のポイント

- ◎被害者への接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- ◎接近禁止命令等の期間を延長 6ヶ月⇒1年間
- ◎子への電話等禁止命令の創設
- ◎保護命令違反の厳罰化

※詳しくは、男女共同参画推進室にお問い合わせください。